

原 安 第 704 号  
令和5年(2023年)2月14日

あしたの命を考える会  
今を生きる会  
風ふくおかの会  
玄海原発反対からつ事務所  
原発知っちよる会  
原発を考える鳥栖の会  
さよなら玄海原発の会・久留米  
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会  
脱原発電力労働者九州連絡会議  
たんぽぽとりで  
怒髪天を衝く会  
東区から玄海原発の廃炉を考える会  
福岡で福島を考える会  
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会  
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要請・質問書及び要請書への回答について

2022年12月22日付けで提出のあった要請・質問書については、別紙1のとおり回答します。

また、2022年12月22日付けで提出のあった要請書については、別紙2のとおり回答します。

2022年12月22日付け要請・質問書への回答

**【要請事項】**

1. 貴職は住民の暮らしを守る立場だからこそ、プルサーマル炉の玄海原発3号機、ならびに4号機の同意を取り消し、直ちに停止するように、国と九州電力に求めること。

(答)

- 原子力発電に関しては、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を進める取組を進めていくべきと考えています。
- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給等に課題があり、エネルギー自給の観点で考えると、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況にあると考えています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと考えています。

2. 原発運転期間の原則40年、最長60年制限の削除が決められようとしている。安全性が確保されない老朽原発程危険なものはない。佐賀県知事として県民の安全を第一に考え、運転延長の設置変更届には承認を与えないこと。

(答)

- 九州電力から、玄海原子力発電所3、4号機について、40年を超えて運転するといった運転期間延長に関する話はあっていません。

**【質問事項】**

1. 使用済み核燃料の乾式貯蔵施設の設置について佐賀県は事前了解しています（2022/3/24）。その後の行き先の六ヶ所村再処理工場の建設は今年で26回目の完成延期をしています。何年間玄海町に留め置かれるか九州電力に確認しましたか？確認されていれば、その応答をお答えください。

(答)

- 原子力発電所で発生する使用済み燃料については、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本の方針とされています。
- 九州電力は、この基本の方針に従って、使用済み燃料を一定期間冷却した後、再処理工場に搬出する方針であり、原子力規制委員会も審査の中で確認しています。
- 核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進め、それぞれがきちんと責任を果たすべきと考えています。
- 国に対しては、これまで政策提案などを通じて、使用済み燃料対策は国が責任を持って進めていくよう強く申し入れを行ってきており、今後も機会を捉えて求めていきます。

2. 原発運転期間の原則40年、最長60年の制限の削除が今年中に決められようとしています。40年の運転を見越して用意されている脆性遷移温度を測る試験片は長期の運転に足る数が完全な形で格納されているのか九州電力に確認しましたか？確認されていれば、その応答をお答えください。

(答)

- 玄海原子力発電所3、4号機の原子炉容器には、原子炉容器と同じ材料でできた監視試験片（サーベイランスカプセル）が運転開始時点でそれぞれ6個装着されています。
- 玄海原子力発電所3号機については、これまでに監視試験片が3個取り出されて試験と評価が行われ、その結果が公表されています。また、玄海原子力発電所4号機については、監視試験片が3個取り出され、そのうち2個は試験と評価を終えてその結果が公表されており、3個目は試験に向けて準備中と聞いています。
- 九州電力は、今後、適切な時期に残りの監視試験片を使って試験を行い、将来の原子炉容器の健全性を評価するとしています。
- なお、九州電力から、玄海原子力発電所3、4号機について、40年を超えて運転するといった運転期間延長に関する話はあっていません。

3. 原発がひとたび事故を起こし放射能が拡散された時、UPZ区域（玄海原子力発電所から概ね5～30km）の住民は基本的に屋内退避とされていますが、いつ終わるか分からない事故の経過をどのように伝える体制が取られ、誰が何時どの地域をどのように見回りするのか、食料、水等、日常必要物資の供給はどのように行うか、段階的にどのようなシミュレーションをして、計画が立てられているのか、具体的にわかりやすく示すように回答してください。

(答)

- 万が一災害が発生した場合、いち早く住民の皆さまに避難指示等の情報をお届けするため、報道機関への報道要請、県公式SNSやホームページ、緊急速報メールや防災ネットあんあん、市町の防災無線や広報車などあらゆる手段を使い、情報伝達を行ってまいります。
  
- 食料、水等については、県地域防災計画にも「家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。」と明記しており、原子力災害対策に限らず、災害全般への対策として各家庭で備蓄に取り組んでいただきたいと考えているため、県としても、機会を捉えて、こうしたことについて周知を図っています。
  
- また、実際の災害時に食料や水等が不足する状況があれば、防災関係機関と連携し、各地域へ物資搬送を行います。

4. 安定ヨウ素剤について、佐賀県では、P A Zは元よりU P Zにおいても、健康上の理由等により、緊急時に速やかに配布を受けることが困難な方で、希望される方に対して事前配布をするとなっています。が、県発行の「原子力防災のてびき」によると、30キロ圏外も状況によっては避難しなければならない事態も指摘されています。原発が佐賀県にある以上、県民の安全を考えて出来る事、全ての県民に事前配布する事は必要だと思いませんか？

(答)

- 安定ヨウ素剤の配布、服用については、国の原子力災害対策指針等に沿ったうえで、県民の安全に配慮していくことが重要だと考えています。国の原子力災害対策指針では、5 kmから30 km圏内については、全面緊急事態に至った場合でも、直ちに避難するのではなく、まず屋内退避を実施し、その後、原子力施設の状況や空間放射線量率などに応じ、避難などの防護措置を講ずることとされており、また、同圏内の安定ヨウ素剤については、市町の庁舎や学校などに備蓄し、服用が必要となるときに緊急配布を行うこととされています。
- また、30キロ圏外におけるプルーム通過時の防護措置としては、原子力発電施設の状況等を踏まえて原子力規制委員会が指示する範囲において放射性物質が到達する前に屋内退避することとなっています。
- なお、30キロ圏外で万が一避難等があり、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合の緊急配布用として、国において、全国の各ブロック（九州では熊本県）に備蓄がされているところです。

5. 2021年11月30日玄海3号機の1次冷却水中の放射性ヨウ素濃度が上昇し、193体の燃料集合体の内の燃料棒1本からの漏えいが確認されました。ファイバースコープによる外観調査等を行ったが原因は究明されず、「偶発的に発生した微小孔」からの漏えいが原因であると九州電力は「推定」しました。

原因が究明されないという事態に対して住民の安全安心を守る佐賀県知事として九州電力にさらなる原因究明は要請しましたか？

したのであれば結果を教えてください？

(答)

- 九州電力は、漏えいが確認された燃料棒1本に対して、外観をファイバースコープで確認するほか、過去の知見も踏まえ、
  - ・ 運転中に異常な燃焼がなかったか
  - ・ 金属の腐食を進めるような、異常な水質の変化がなかったか
  - ・ 燃料が適切に製造され、また、適切に取り扱われているか
  - ・ 過去に発生した燃料漏えいに係る知見が反映されているか
  - ・ MOX燃料の装荷による影響がなかったかなど漏えいの原因となり得る要因の分析を行いました。
  
- その結果、漏えいの原因となり得る要因が確認されなかったことから、九州電力は、「1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度上昇の原因は、燃料棒に偶発的に発生したピンホールからの微少な漏えいである」と推定しました。
  
- 「偶発的に発生」とは、適切な管理の下で燃料を製造し使用していたとしても、極めて低い確率で発生するという意味であり、その確率をゼロとすることはできないとされています。
  
- 調査結果については、九州電力から県に対し報告があり、また、九州電力は原子力規制庁にも同じ内容の報告書を提出しています。  
なお、原子力規制庁は九州電力に対して更なる原因究明を求めています。
  
- 以上を踏まえて、県としては、九州電力に更なる原因究明を求めています。

6. 原発は事故がなくても膨大な量の放射性トリチウムを空に海に大地に垂れ流しています。特に玄海原発は全国原発の中で最大量を放出しています。ノーベル賞学者小柴昌俊氏が2003年に小泉純一郎総理に宛てた嘆願書の中で「トリチウムはわずか1ミリグラムで致死量となる猛毒」と述べています。

佐賀県知事として発生源の九州電力と規制責任者、国にトリチウムの毒性および健康と環境への安全性証明を求める必要性を感じていますか？

私たちは、特に2011年3月11日より12年経過した今、速やかに住民の疫学的健康調査を実施し公表すべきと思いますが、知事の見解をお答えください。

(答)

- 原子力発電所からの放射性物質の放出については、法令に基づき放出する際の濃度が制限されています。また、年間の放出量については、原子力規制委員会の審査における周辺の被ばく量の評価において、一般公衆の年間被ばく線量限度を十分下回る年間50マイクロシーベルトを超えないことが確認されています。原子力発電所においては、この濃度や年間放出量を超えることのないように放出管理が行われています。
- 県では、人口動態調査により死亡原因などに関する実態を把握するとともに、がん登録事業により各種がんの罹患状況等の情報を収集しています。
- 仮に、何らか健康への影響があれば、これらの情報を合わせることで、それを把握する体制は整っていると認識しています。
- なお、県では、玄海原子力発電所からの放射性物質の放出等に伴う周辺環境への影響調査を行っていますが、現在までに、玄海原子力発電所に起因すると考えられる放射線及び放射能の異常は認められていません。
- これらのことから、現時点では、玄海原子力発電所に着目した疫学的健康調査を行うことは考えていません。

7. 玄海町長に対して、「原子力防災避難計画では、佐賀県小城市が玄海町民の避難先に指定されています。玄海町から吹く風は統計上約6割強が北北西（国土交通省気象庁統計1991－2020の最多風向き）の風になっています。住民の安全安心な避難を考えた時、小城市は妥当な避難先と考えますか？当日の風向きで移動すべき第2の避難所の場所はどこに確保していますか？」と質問したところ、「ご質問にある小城市は、当該区域外であるため、避難先として妥当と考えています。よって、第2の避難所を確保しておりません。なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が、玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係わる指定避難所としての使用状況に基づき、玄海町及び関係周辺市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとされています。」（回答より抜粋）と玄海町の回答は、県が指示するものとされています。代替避難先問題は、事故が起きてからでは間に合わない問題です。小城市方面へのプルームが確認された時や原子力複合災害時における玄海町や唐津市、伊万里市との連携やシミュレーションはどのように想定しているのか、具体的にお答えください。実際に起きた福島原発事故を踏まえて、受入先となっている地域住民に対しても、安心できる回答をお願いします。

(答)

- 災害時にはUPZ圏外の地域においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認されれば、UPZと同様に避難等の防護措置を実施することになりますが、広域避難の際に代替えとなる避難先が必要な場合は、計画上避難先とされていても使用しない施設を避難先として活用していくこととしています。



8. 佐賀県原子力地域防災計画の基準でもある、原子力災害対策指針にO I L基準があります。500 $\mu$ シーベルト毎時で一日以内に避難、20 $\mu$ シーベルト毎時で1週間以内に避難は、ガンマ線だけの測定の外部被ばくだけで、呼吸や飲食で体内に入ったアルファ線やベータ線などの内部被ばくの考慮がされていません。これらの基準ではがんや障がいが発生させる危険性から住民を守る事はできないと理解しています。知事はこの基準で住民の命と健康を守ることが出来ると考えていますか？もし守れるというなら、根拠を示して下さい。

(答)

- 「屋内退避」により建物の中に留まることで、プルームからの放射線による外部被ばくを防ぎ、また、建物内に外気を取り込まないようにすることで、放射性物質を吸引等により体内に取り込むことを軽減できるとされています。
  
- なお、安定ヨウ素剤を服用することで、放射性ヨウ素を体内に取り込んだ後であっても、2時間以内の服用であれば80%程度、8時間以内であれば40%程度の軽減効果があるとされています。

## 2022年12月22日付け要請書への回答

要請書などの文書は事前にお届けし（手渡し、郵送、ファックスなど）、その後県と私たちとの調整の元で適当な期間を設けた上で「回答の場を設定する方法」を取らせていただきたいと要請いたします。

2019年2月5日に「回答の際に知事と、責任ある担当者との直接対話の場を求めます」と要請を出しました。その後、県と私たちの意見交換の場を持つ事には至ってはおりません。私たちは、政治に対して常に関心を持ち、学習し無責任でないようにしたいと願っています。それが私たち市民の生活の安心安全を作っていく上で非常に重要な事と信じています。玄海原子力発電所の運転に関しては、万が一にも起こってはならない「福島原発事故」という日本中を揺るがす大事故が発生して以来、私たちの生活に大きな影響を及ぼす具体的な危機となっていることは間違いなく、すべての事象が蔑ろにできない重要案件だということです。

今までの回答は文書で送付いただいておりますが、その回答書には、多くの疑問点、確認したい点等が多々あって、常に不十分さを感じてきました。この問題を解消するには、要請書（質問書）提出後、直ちに「回答・意見交換の場」の日程調整をして頂くことです。この設定によって各団体の代表者の参加を容易にできます。また、県の回答に対して疑問点の確認を迅速に行うことは行政と市民の理解を深める早道だと確信します。

ぜひ、行政と市民が一緒になって誰でもが住みやすい安全安心な街を作って行きたいと思っておりますので、柔軟なご回答をお待ちしております。

(答)

- 県としては、原子力発電所に関する様々な方からの御意見について、意見を述べたいと具体的な申出があった場合は、随時お伺いすることとしており、意見書や質問書の受け取りに際しては、時間と場所を調整の上、直接話を伺っています。
- 御要望、御質問に関しては、正確を期すため文書で提出いただき、文書で回答することとしており、県からの回答に関する御意見や御質問に対しても、文書で提出いただき、文書で回答してまいりました。
- 御要請を踏まえ、できる限り早く回答できるよう今後とも真摯に対応してまいります。